

河上委員長発言

—ノンアルコール飲料への特保認可について—

〔平成27年2月19日〕
消費者委員会

平成27年2月18日、消費者庁は、消費者委員会が平成26年8月5日付答申書において特保として表示許可することが不適切であるとしたノンアルコール飲料2品目について、特保として認可した。

消費者委員会としては、同答申書では①ノンアルコール飲料が特保になることで、健康に良いイメージにひかれて未成年者の飲用が懸念されること、②ノンアルコール飲料が未成年者のアルコールへの入り口となることを懸念したところ。

消費者庁は認可の条件として、酒類に関する事業者団体（酒類に関する連絡協議会）のノンアルコール飲料に関する取り組みに準拠して取り組むことを求め、遵守されない場合には、許可の取り消しもありうるとのことである。

これは委員会の答申の趣旨を尊重した配慮がされたものと理解している。

一方、厚生労働省の調査研究（※）によると、ノンアルコール飲料が30%近い中高生に飲まれているとの結果が出ており、酒類に関する事業者団体のノンアルコール飲料に関する取り組みのみに依拠して未成年者への配慮が担保されるかについては懸念もある。

※平成25年3月「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」厚生労働科学研究費補助金 研究年度終了報告書、対象者：2万人超の中高生

国民の健康増進に寄与する食品であることを示すトクホのマークが付された新たなノンアルコール飲料が市場に流通することになるからには、20歳以上の成人向けであることを分かりやすく目立つ形で明確にするなど、未成年者に飲用されることがないための販売・広告上の工夫がなされることが期待される。

なお、ノンアルコール飲料に係る特保の諮問・答申に限らず、特保に関する消費者委員会での審議一般に係わることであるが、一昨日（2月17日）の規制改革会議第30回健康・医療ワーキング・グループにおいて、消費者庁から、特定保健用食品の許可の要件の中で「食生活の改善が図られ、健康の維持・増進に寄与する事が期待できるものであること」については、消費者委員会への諮問の対象ではないとの説明があった。この点は少なくとも、私の認識とは大きく異なるものである。

一昨日（2月17日）、初めての話であり、まずは特保の諮問の範囲について、今一度消費者庁から、消費者委員会、特に新開発食品調査部会および評価調査会の委員に対し、しっかりとした説明を求める必要があると考えている。